

第 1 章

はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

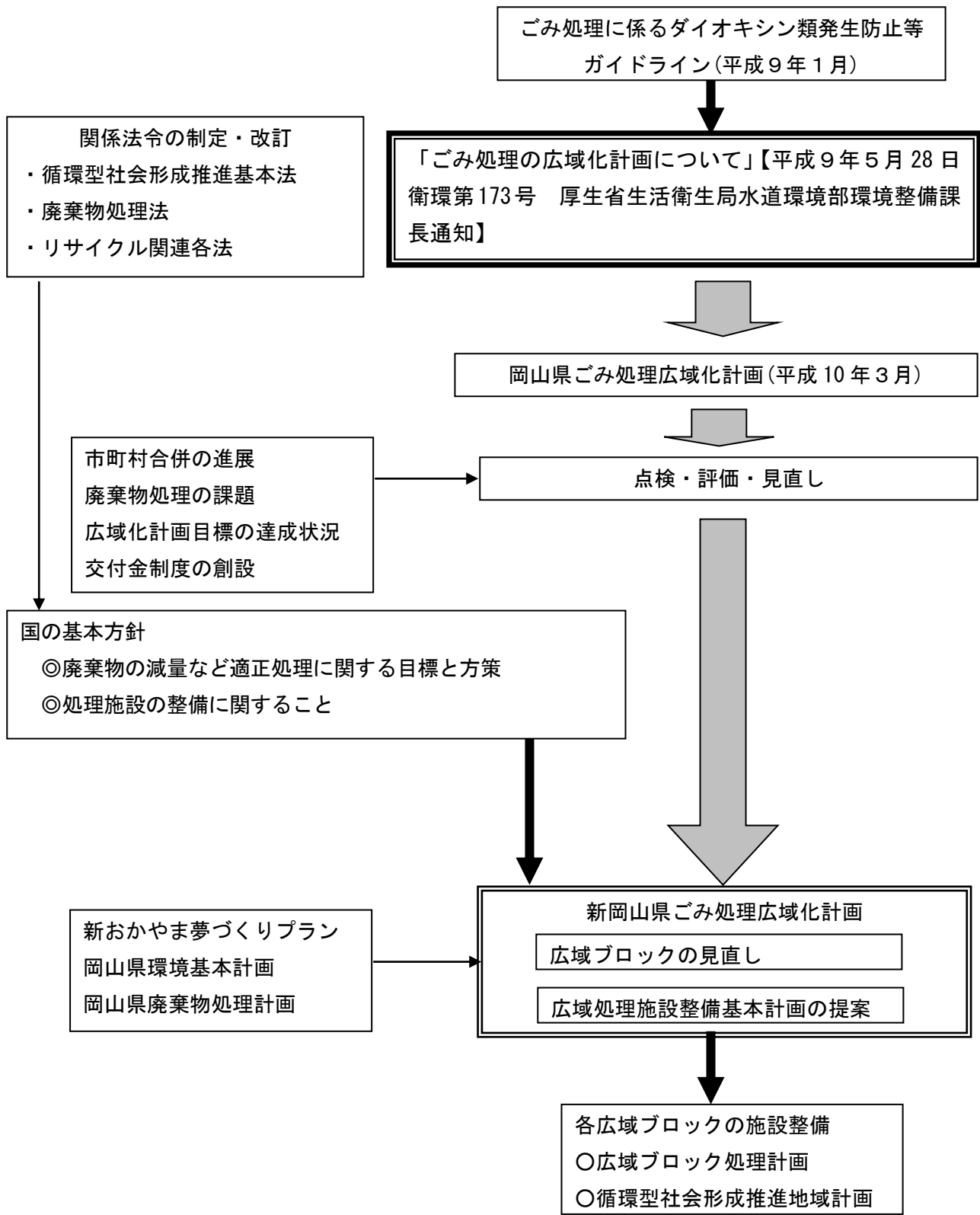
経済の発展や産業構造の変化に伴う生産・消費活動の拡大やライフスタイルの多様化によって、近年の廃棄物処理は、排出量の高水準での推移、最終処分場の立地難、ダイオキシン類に代表される有害化学物質への不安、不法投棄の増大など様々な問題を抱えている。市町村が行うごみ処理については、ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの促進等を踏まえたごみ処理広域化計画の策定が旧厚生省から通知され、平成10年3月に「岡山県ごみ処理広域化計画」（以下「旧広域化計画」という。）を策定した。旧広域化計画では、県下を6ブロックに分け広域的な施設整備を図ることとしたが、近年の市町村合併の進展により計画ブロックと市町村区域の間に不整合が生じていることなどから、構成市町村のブロック割り等の見直しを行い、新たなごみ処理広域化計画（以下「新広域化計画」という。）を策定することとした。

計画の見直しにあたっては、旧広域化計画の趣旨を踏まえ、長期的な視点から効率的で効果的な計画とするとともに、近年の廃棄物分野を取り巻く状況の変化を勘案し、第2次岡山県廃棄物処理計画（平成19年3月策定、計画期間：平成18年度～22年度）との整合のほか、国の循環型社会形成推進交付金制度（以下、「交付金制度」という。）下での施設整備及び災害廃棄物処理計画との調整に配慮するものとする。

2 計画の性格と位置づけ

策定にあたっては、以下に示すような「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月 環境省告示第34号。平成17年5月 改正第43号。以下「国の基本方針」という。）や本県における廃棄物関連計画との整合性を図るとともに、旧広域化計画を踏まえながら交付要件に合致した施設整備を図るための計画とする。

- 交付金制度においても、県のごみ処理広域化計画に即した施設整備であることが求められること
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針と県の廃棄物処理計画に沿った地域計画であることが前提となって、その中に位置づけられた施設整備が交付金の対象となりうること
- 交付金制度の要件である施設の種類や事業内容に適合していること



3 計画の期間

新広域化計画の対象期間は、平成19年度から平成28年度までの概ね10年間を基本とするが、各ブロックの既存施設の耐用年数を考慮し、ブロックによっては10年間を上回る期間も視野に入れて策定する。

